

入札説明書

件名：戸田公園ほか14施設で使用する電気（低圧）

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

「戸田公園ほか14施設で使用する電気（低圧）」の調達に係る入札公告に基づく入札については、入札公告及び関係法令に定めるほか、この入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

戸田公園ほか14施設で使用する電気（低圧）

(2) 数量

予定使用電力量 907,207 キロワット時

電灯：374,832 キロワット時、動力：532,375 キロワット時

(3) 供給内容

「入札仕様書」のとおり

(4) 供給期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 需要場所

「需要場所等一覧表」のとおり

2 担当

〒330-0803

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目130番地

公益財団法人埼玉県公園緑地協会 技術部施設担当

電話番号：048-640-1591

FAX番号：048-640-1592

電子メール：gijyutsu@parks.or.jp

3 入札方法

この入札は予定契約電力及び予定使用電力量に対する総価により行う。

4 入札参加の手続

入札に参加を希望する者は、入札公告に定めるところにより、次の書類等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

次の(ア)から(エ)の資料を入札公告3(1)に示す場所に、電子メール、書留郵便又は持参により、提出しなければならない。

(ア) 競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し（電気事業法第2条の2の規定による。）

(ウ) 適合証明書（様式2）

(エ) 供給実績調書（様式3）

(2) 提出期間

入札公告のとおり

(3) 入札参加資格の確認等

ア 提出された書類に基づく審査の結果、入札公告に定める入札参加資格に適合していると判断された者のみ参加できるものとする。

審査の結果は、令和4年1月20日（木）午後1時までに競争入札参加資格確認通知書をFAX又は電子メールにより送付し、入札参加資格の有無及び入札保証金の納付の要否を通知する。

イ 競争入札参加資格があると認められた場合でも、契約締結までの間に入札公告に定める入札参加を欠くこととなった場合は、失格とする。

ウ 入札参加を希望する者は、上記（1）の書類に関し説明及び証明に必要な費用は、入札参加希望者の負担とする。

5 入札仕様書等に関する質問及び回答

入札参加者は入札仕様書等について質問がある場合は、以下により説明を求めることができる。

(1) 質問書

ア 受付期間

令和4年1月20日（木）午後1時から令和4年1月21日（金）午後3時まで

イ 提出方法

質問書（様式5）を上記2に示す場所にFAXにより提出

（FAX番号 048-640-1592 電話番号 048-640-1591）

※なお、送信後に上記2あてに電話で着信確認を行うこと。

(2) 回答書

ア 回答日時

令和4年1月25日（火）午後3時まで

イ 回答方法

FAXにて、入札参加資格申請者全者に対し回答する。

(3) 入札後、入札仕様書等について、不知又は不明を理由とした異議を申し立てることはできない。

6 入札及び開札

(1) 入札書の提出

ア 持参する場合

入札書（様式6）は、入札参加者が（2）に示す日時に直接持参するものとする。

イ 郵送による場合

（ア）郵便による入札は、書留郵便によるものとする。

（イ）封筒は、任意の二重封筒とし、中封筒は入札書のみを入れ封印等の処理をした上で、「入札書在中」と朱書きで表記するとともに、開札日、件名及び入札参加者の商号又は名称を表記すること。再度入札への参加を希望する者は、再度入札用の入札書も同封すること。表封筒には、入札書を同封した中封筒、算出根拠となる単価表、計算書及び連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に送付先として、上記

- 2に示す郵便番号、住所、機関名、送付元として、入札参加者の住所、商号又は名称及び開札日を表記するとともに「入札書在中」と朱書きで表記すること。
- (ウ) 入札書を代理名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。
- (エ) 受領期限
入札公告のとおり
- (オ) 提出先
上記2に示す場所
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
入札公告のとおり
- (3) 入札書の記載及び提出における注意事項
- ア 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
- (ア) 契約容量の単位は1キロボルトアンペア、契約電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (イ) 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (ウ) 料金の月及び年間合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (エ) 消費税及び地方消費税額を含む料金の年間合計金額から税抜き金額を算出する場合、単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り上げる。
- (オ) 単価表において、基本料金単価及び電力量料金単価の消費税及び地方消費税額を算出する場合、単位は銭とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- ウ 入札参加者は、入札説明書及び入札仕様書、電気需給契約書（案）及びその他添付書類等をよく読んだ上で、入札しなければならない。
- エ 代理人が入札する場合は、代表者が作成した委任状（様式7）を提出し、入札書に入札参加者の氏名又は名称もしくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記名して押印（外国人の場合、署名を含む。）しておかなければならない。
- オ 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額を訂正する場合は、入札書を再作成しなければならない。
- カ 提出した入札書の引換え、変更又は取り消しはできない。
- キ 入札及び開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。開札において、入札参加者又はその代理人が出席しないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- ク 入札参加者又はその代理人は、開札時刻を過ぎて入札に参加することはできない。

ケ 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ないと認めた場合を除き入札会場から出ることはできない。

コ 入札・開札の会場において、次のいずれかに該当する者は、会場から退去させる。

(ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合した者。

サ 入札参加者又はその代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。

シ 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札をすることがあるので、再度入札に応じられるようあらかじめ準備しておくか入札書に押印する印鑑及び筆記用具を持参すること。

ス 再度入札は1回までとする。

セ 委任状及び入札書等の様式は、別に示した書式とする。

ソ 入札書には、公益財団法人埼玉県公園緑地協会が提示する予定契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約単価を乗じて計算した総額を記載しなければならない。

なお、燃料費調整額及び再生エネルギー発電促進賦課金は含まないこととし、力率は90%として算出の根拠となる単価表（様式8-1～2）及び計算書（様式9）を提出すること。

タ 委任状及び入札書のあて名は、

公益財団法人埼玉県公園緑地協会理事長 とすること。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

イ 財務規程第71条の規定に該当する入札書

ウ 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為。

エ 入札金額、入札物品名、入札参加者の氏名又は名称もしくは商号及び押印、代理人が入札する場合の代理人の氏名及び押印のない入札書。

オ 入札参加者の氏名又は名称もしくは商号及び押印が不明確な入札書。

カ 入札金額の記載が不明確な入札書。

キ 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書。

ク 委任状を提出しないで代理人がした入札。

ケ 郵便による場合で、期限までに到着しなかった入札書。

コ その他入札に関する条件に違反した入札。

(4) 落札者の決定等

ア 有効な入札書を提出した者で財務規程第67条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

なお、契約は、落札者が提出した入札書に記載された金額の算出根拠となる単価及び算出方法に基づくものとする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを

引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ イの同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札立会職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

エ 落札者は、速やかに契約書を締結することとする。速やかに締結しないときは当該契約の相手方となる資格を失うことがある。

(5) 契約書の作成

ア 本契約は、公益財団法人埼玉県公園緑地協会と契約の相手方が記名押印することにより確定するものとする。

イ 契約書は、「電気需給契約書（案）」をもとに公益財団法人埼玉県公園緑地協会と契約の相手方が協議の上、2通作成し、それぞれその1通を所持するものとする。

ウ 契約条項

「電気需給契約書（案）」のとおり

7 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第66条第3項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約締結日までに、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第52条第2項第1号の規定に該当する場合は、免除する。

なお、契約保証期間は、契約終了日までとすること。

8 特記事項

契約書の締結にあたり、契約内容を熟知の上、契約事項を誠実に履行することとする。